

清須市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年3月1日
告示第4号

(設置)

第1条 清須市地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)の適正かつ円滑な設置及び運営を図るため、清須市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域包括支援センターの設置等に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの運営及び評価に関すること。
- (3) 地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成に関すること。
- (4) その他地域包括支援センターの運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 運営協議会の委員については13人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者(1号及び2号)
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業を担う関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者

(役員)

第4条 運営協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営協議会の委員の任期)

第5条 運営協議会の委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会長は、運営協議会を招集し、その議長となる。

2 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

2 第6条の規定にかかわらず、この告示施行後、最初の運営協議会の招集は健康福祉部高齢福祉課長が行う。